

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

名張市では、昭和30年代後半の桔梗が丘住宅団地の造成・住宅開発を契機として、大阪・奈良をはじめとする関西方面から人口が流入し、大阪都市圏のベッドタウンとして発展を遂げてきた。やがて水道や道路といったインフラが整備され、昭和56年には人口増加率が日本一となり、住みよいまちとしての基盤を形成した。

しかしながら、名張市の人口は平成12年10月の83,291人をピークに減少傾向にあり、平成30年5月現在、78,915人と8万人を切る状況となっている。また、昭和後期に名張市に移住してきた当時の現役世代が次々に定年退職を迎え、市内の生産年齢人口は44,968人（平成30年5月）と、5年前の同月と比較し9%弱減少している。こうした働き手の不足は、今後も続くものと見られる。

名張市の産業は、市内工業団地の発展とともに歩んできた。前述の急速な人口増加に対して就労場所の確保が必要となった背景から、その動きに呼応する形で市が主導となり昭和50年代前半に「八幡工業団地」の造成に着手し、企業誘致を図った。関西圏と中部圏の結節点として物流の利便性を有する立地から、関西方面からの工場進出が相次ぎ、市内他の3箇所の工業団地と合わせ、現在に至るまで市内の雇用を支えている。市内における業種の分布は、製造出荷額順にプラスチック製品製造業、はん用機械器具製造業、電気機械器具製造業となっている（平成26年 経済産業省 工業統計調査結果）。工業団地のみならず、長年にわたり地域に根差した事業活動を続けている事業所も多数あり、市内各地において製造業・サービス業・農林水産業といった多種多様な産業が点在している。

その中において、現在、市内の中小企業は、人手不足や後継者不足等の課題に直面しており、これらの課題が事業者の更なる業容の拡大・飛躍に歯止めをかけ、また妨げている状況にある。このような中、市内の中小企業の生産性を抜本的に向上させることで、人手不足に対応した事業基盤を構築するとともに、事業承継が円滑に進むような後継者育成、企業づくりをしていくことは喫緊の課題である。また市内における中小企業が活力を有し、地域雇用を創出することは、ひいては労働者の定住に繋がるものであり、これは特に、「若者定住」を標榜する名張市の施策と合致するものである。事業者の生産性向上はすなわち、わが市の持続可能な発展を意味する。将来にわたる市内の雇用確保という観点からも、事業者の生産性向上の実現を通じ、事業者には次世代を見据えた事業基盤の確立を期待したい。

(2) 目標

名張市は導入促進基本計画の策定により、市内の中小企業者による生産性向上を目的とした積極的な先端設備の導入を促進する。名張市の産業振興に向けた足がかりとすべく、事業者による先端設備導入計画の目標認定件数を年間5件・3年間で計15件と定める。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画の認定を受けた中小企業者の労働生産性が年率3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

名張市の産業は、製造業、サービス業、農林水産業と多岐にわたり、多くの業種が名張市の経済・雇用を支えているため、これらの幅広い産業の事業者の生産性向上を実現することが必要である。したがって、多様な産業の多種にわたる設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、経済産業省関係生産性向上特別措置法施行規則第1条第1項に定める先端設備全てとする。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

名張市の産業は、八幡工業団地をはじめとする4つの工業団地において製造業を中心とした産業が集積しており、市内各地においても多岐にわたる業種の中小企業者が広域に点在している。これらの地域で、あまねく事業者の生産性向上を実現する狙いから、本計画の対象地域は市内全域とする。

(2) 対象業種・事業

製造業、サービス業、農林水産業といった多岐にわたる業種が名張市の産業の根幹となっており、経済・雇用を支えている。したがって、名張市の産業振興を深化させるためには、多種多様な産業において生産性向上を実現する必要がある。更には生産性向上に向けた事業者の取組は、新商品や新技術の開発、自動化の推進、IT導入による業務効率化、省エネの推進等、多様である。したがって、本計画において対象とする業種・事業は、全業種・全事業とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から3年間とする

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間または5年間とする

5 先端設備等の導入の促進に際し配慮すべき事項

名張市内における雇用の安定に配慮し、人員削減を目的とした取組は先端設備等導入計画認定の対象外とする。

公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについても同様に、先端設備等導入計画認定の対象外とする。

先端設備等導入計画認定申請書、またそれに係る書類に虚偽の記載があると認められた場合、認定を取り消す場合がある。

(備考)

用紙の大きさは日本工業規格 A 4 とする。